

豊田市東部給食センター包括的運營業務委託事業
委託契約書（案）

令和7年5月

豊田市

委 託 契 約 書

- 1 事 業 名 豊田市東部給食センター包括的運營業務委託事業
- 2 事業の場所 愛知県豊田市東山町地内
- 3 契約期間 自 この契約書締結日の翌日
至 令和18年8月31日
- 4 契約金額 金 _____円に物価変動及び食数変更並びに消費税率変動及び地方消費税率変動による増減額を加算した額の範囲内
- 5 契約保証金 別途この契約書中に記載のとおり。
- 6 支払条件 別途この契約書中に記載のとおり。

上記の豊田市東部給食センター包括的運營業務委託事業（以下「本事業」という。）について、発注者（以下「甲」という。）と選定事業者（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(契約日) 令和7年 月 日

発注者(甲)

住所 愛知県豊田市西町三丁目60番地

氏名 豊田市

豊田市長 太田稔彦

選定事業者(乙)

住所

氏名

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	費用の負担区分等	8
第 3 章	備品の貸与	9
第 4 章	備品の補充調達	10
第 5 章	開業準備	10
第 6 章	本件施設の運営及び維持管理	14
第 1 節	総 則	14
第 2 節	維持管理業務	18
第 3 節	運営業務	20
第 7 章	本事業の委託料の支払い	24
第 8 章	契約期間	26
第 9 章	契約の終了	26
第 1 節	乙の事由による契約終了	26
第 2 節	甲の事由による契約終了	29
第 3 節	不可抗力及び法令変更による契約終了	30
第 4 節	契約終了時の事務	30
第10章	不可抗力	35
第11章	法令変更	36
第12章	関係者協議会	37
第13章	その他	38
第14章	雑 則	42

第 1 章 総則

(目的及び解釈)

第 1 条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理業務」とは、維持管理業務として本件施設の維持管理のために実施することが要求水準書により要求された各業務をいう。
- (2) 「維持管理業務計画書」とは、長期維持管理業務計画書、長期修繕計画書及び年度維持管理業務計画書をいう。
- (3) 「維持管理業務報告書」とは、乙が、維持管理業務開始後、1 か月及び四半期毎に維持管理業務の実施状況及びその結果について甲に報告するために作成する書面をいう。
- (4) 「委託業務」とは、運営業務及び維持管理業務をいう。なお、開業準備業務を含める場合には、「委託業務等」ということがある。
- (5) 「委託業務開始日」とは、令和 8 年 4 月 1 日又は乙が業務体制等確認書を受領した日の翌日のうちいずれか遅い方の日をいう。
- (6) 「委託業務開始予定日」とは、令和 8 年 4 月 1 日をいう。
- (7) 「委託料」とは、運営業務及び維持管理業務の対価をいう。
- (8) 「運営期間」とは、委託業務開始日又は乙が実際に本件施設の委託業務を開始した日のいずれか早いほうの日から令和 18 年 8 月 31 日までをいう。

- (9) 「運營業務」とは、運營業務として本件施設の運営のために実施することが要求水準書により要求された各業務をいう。
- (10) 「運營業務計画書」とは、長期運營業務計画書と年度運營業務計画書をいう。
- (11) 「運營業務報告書」とは、乙が、運營業務開始後、1か月及び四半期毎に、運營業務の実施状況及びその結果について甲に報告するために作成する書面をいう。
- (12) 「運営マニュアル」とは、本件施設の運営（運營業務のみならず、維持管理業務を含む。）の全体に係る以下のマニュアルを総称していう。
- (ア) 調理マニュアル
 - (イ) アレルギー対応食調理マニュアル
 - (ウ) 配送マニュアル
 - (エ) 衛生管理マニュアル
 - (オ) 異物混入発生時対応マニュアル
 - (カ) 嘔吐、食中毒発生時対応マニュアル
 - (キ) 調理場における洗浄・消毒マニュアル
 - (ク) 作業マニュアル（日常点検記録書の様式も含む。）
 - (ケ) その他運営上必要とするもの（応募者提案に基づき提案されたものを含む。）
- (13) 「営業日」とは、給食を提供すべき日をいう。
- (14) 「応募者」とは、●●／●●グループを構成する●●（以下「代表企業」という。）を代表企業とする応募者グループをいう。
- (15) 「応募者提案」とは、募集要項等に従い、応募者が甲に対して提出した本事業に関する一切の提案をいい、応募者が令和7年●月●日に甲に対して提出した提案書類のほか、甲の求めに応じて応募者が提示した事項を含むものとする。
- (16) 「開業準備業務」とは、開業準備業務として本件施設の

開業準備のために実施することが要求水準書により要求された各業務をいう。

- (17) 「開庁日」とは、閉庁日以外の日をいう。
- (18) 「業務計画書」とは、運営業務計画書と維持管理業務計画書をいう。
- (19) 「業務体制等確認書」とは第19条第1項の規定により、乙が委託業務を開始するために必要な条件が満たされたことを甲が確認した旨を内容として甲が乙に交付する書面をいう。
- (20) 「業務報告書」とは、運営業務報告書と維持管理業務報告書をいう。
- (21) 「緊急時対応マニュアル」とは、要求水準書に定める緊急時対応マニュアルをいう。
- (22) 「給食配送先」とは、募集要項等又は甲が別途定める本件施設から給食を配送するこども園（保育園・幼稚園）及び小中学校（アレルギー対応食のみを対象とする先を含む。）をいう。
- (23) 「事業期間」とは、本契約の締結日の翌日から、第46条に定める契約期間の終了日又は本契約の解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
- (24) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
- (25) 「四半期」とは、各暦年の1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月の各3か月の期間をいう。
- (26) 「出資者」とは、乙に対して出資を行い、その株式を保有する者をいう。
- (27) 「食中毒」とは、給食に付着又は混入した細菌、ウィルス、有害物質が原因で、給食を食した人に健康被害が及ぶことをいう。
- (28) 「前事業」とは、豊田市東部給食センター改築整備運営事業をいう。

- (29) 「前事業契約」とは、前事業に関し、甲が前事業者との間で平成21年5月29日付豊田市東部給食センター改築整備運営事業事業契約書にて仮契約を締結し、平成21年6月29日付で本契約が成立した契約（その後の変更を含む。）をいう。
- (30) 「前事業者」とは、前事業の実施事業者である、株式会社豊田東部スクールランチサービスをいう。
- (31) 「長期維持管理業務計画書」とは、運営期間にわたる維持管理業務について記載した計画書をいう。
- (32) 「長期運営業務計画書」とは、運営期間にわたる運営業務について記載した計画書をいう。
- (33) 「長期修繕計画書」とは、運営期間にわたる修繕計画について記載した計画書をいう。
- (34) 「年度維持管理業務計画書」とは、要求水準書の規定に従い、乙が毎事業年度の開始前に維持管理業務の業務区分毎に作成し、甲に提出する各計画書をいう。
- (35) 「年度運営業務計画書」とは、要求水準書の規定に従い、乙が毎事業年度の開始前に運営業務の業務区分毎に作成し、甲に提出する各計画書をいう。
- (36) 「H A C C P 対応マニュアル」とは、要求水準書に定める本件施設に対応したH A C C P 対応マニュアルをいう。
- (37) 「備品」とは、要求水準書において、乙が本件施設に設置を行うとされている設備、機器、器具、じゅう器、食器、食缶、コンテナ及びその他備品（ただし、消耗品を除く。）をいい、このうち、甲が乙に貸与する要求水準書資料2「貸与備品リスト」に記載の備品を「貸与備品」といい、本事業に必要な食器類、食缶等、調理器具類、及び配送車として応募者提案に基づき乙が補充調達した備品を「補充調達備品」という。
- (38) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、有毒ガスの発生、その他自然災害

又は騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象（要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。

(39) 「閉庁日」とは、豊田市の休日定める条例（平成元年条例第61号）に規定する市の休日という。

(40) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付資料、質問回答書及びその添付資料をいう。

(41) 「本件施設」とは、本件土地に所在する豊田市東部給食センター及びその付帯施設（外構部分を含む。その詳細は、募集要項等に定める。）をいう。本契約書中、特段の規定がないときには、本件施設は備品を含むものとする。

(42) 「本件土地」とは、第5条に規定する本事業の実施場所となる土地をいう。

(43) 「マニュアル」とは、緊急時対応マニュアル、H A C C P対応マニュアル及び運営マニュアルを総称していう。

(44) 「要求水準書」とは、甲が作成し、本事業の実施に関し甲が乙に要求する業務水準及び仕様を示すものとして、募集要項の添付書類として公表された豊田市東部給食センター包括的運營業務委託事業要求水準書をいい、本事業の募集手続中に甲が公表した質問回答のうち同要求水準書に関するものを含む。なお、同要求水準書が本契約締結後に本契約に定める手続に従つて変更された場合は変更後のものをいう。

2 本契約において使用されている用語は、前項その他本契約で定義されている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、要求水準書において使用されている用語と同一の意味を有するものとする。

（公共性及び乙による事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本事業が豊田市東部給食センターの維持管理及び学

校給食の調理及び提供を含む点で公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、かかる趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本事業が乙によって実施されることを十分理解し、法律の範囲内で地方自治の本旨に従い、かかる趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙1として添付する日程表に従って実施する。

(事業の場所)

第5条 本事業を実施する場所は、愛知県豊田市東山町六丁目1089番地の土地とする。

(本事業の概要)

第6条 本事業は、本件施設の運営及び維持管理の包括的運営業務委託及びこれに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

(規定の適用関係)

第7条 乙は、本事業を、本契約、募集要項等及び応募者提案に従って遂行するものとする。ただし、これらの内容に相違のある場合は、本契約、募集要項等及び応募者提案の順に優先して適用されるものとする。質問回答の内容は、質問対象の書類と一体をなすものとする。

2 応募者提案と募集要項等の一部である要求水準書の内容に差異がある場合は、応募者提案に記載されたサービスの水準が要求水準書に記載されたサービスの水準を上回るときに限り、応募者提案が優先して適用されるものとする。

(契約の保証)

第8条 乙は、甲があらかじめ契約保証金の納付等の必要がないと認めた場合を除き、各事業年度に関し、当該事業年度の開始までに（ただし、最初の事業年度については契約の締結と同時に）、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出
- (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託期間の各年度の当初において当該年度の受注者の業務履行に対して支払われる予定の委託料（以下「年間委託料総額」という。）の100分の10に相当する額（本契約の締結と同時に納付するものについては令和7年度の業務履行に対して支払われる予定の委託料の100分の10に相当する額）以上としなければならない。

3 乙が第1項第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第48条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 委託料金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の年間委託料総額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(乙の資金調達)

第9条 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約に別段の明示的な定めがある場合を除き、全て乙が負担するものとし、また、乙が本契約の履行に必要な費用を確保するための資金調達は、全て乙が自己の責任において行うものとする。

第2章 費用の負担区分等

(電気料金の負担)

第10条 甲は、本件施設において乙が委託業務等を実施するにあたって費消される電気の料金を負担する。

2 乙は、前項の定めにかかわらず、募集要項等に定める電気使用量の上限を超過した場合には、当該超過した電気使用量の料金を負担する。

(ガス料金の負担)

第11条 甲は、本件施設において乙が委託業務等を実施するにあたって費消されるガスの料金を負担する。

2 乙は、前項の定めにかかわらず、募集要項等に定めるガス消費量の上限を超過した場合には、当該超過したガス消費量の料金を負担する。

(上下水料金の負担)

第12条 甲は、本件施設において乙が委託業務等を実施するにあたって使用される上下水道の料金を負担する。

2 乙は、前項の定めにかかわらず、募集要項等に定める上下水道使用量の上限を超過した場合には、当該超過した上下水道使用量の料金を負担する。

(給食費)

第13条 乙は、募集要項等に従い、乙が使用する者が本件施設において調理した給食を喫食した場合、その所定の代金を負担し、その支払いを適時に行うものとする。

第3章 備品の貸与

(備品の貸与)

第14条 甲は、本件施設の運営・維持管理にあたり、貸与備品を乙に運営期間が満了するまで無償貸与する。甲から乙への貸与備品の品名品質数量引渡場所は要求水準書に記載したところによるものとし、その引渡し時期は甲と乙とが協議して定めるものとする。

2 乙は、貸与備品を受領したときは遅滞なく甲に借用書を提出しなければならない。

3 甲は、貸与備品につき、乙の立会のもとに検査するものとする。

4 乙は、その責任において貸与備品を確認の上使用する。応募者提案に基づき使用しない場合その他貸与備品が不要となったときは、当該貸与備品について甲と協議の上処分するほか、補充調達備品と交換しなければならない。

5 乙は、貸与備品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

6 乙の故意又は過失によって貸与備品が滅失若しくは、き損したときは、乙は甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。ただし、委託業務の実施において業務計画書に基づき補充調達備品として補充調達した場合には、この限りでない。

7 本契約が終了したときは、速やかに乙は貸与備品を利用可能な状態で甲に返還しなければならない。ただし、本契約に別段の定

めがあるときは、この限りでない。

第4章 備品の補充調達

(備品の補充調達)

第15条 乙は、本契約、募集要項等及び応募者提案に従い、委託業務開始予定日までに備品及び消耗品を補充調達するものとする。

2 前項の定めるところに従って補充調達される備品及び消耗品は、募集要項等及び応募者提案に従い、前事業で使用する仕様と同等とするなど調和を図らなければならない。

第5章 開業準備

(甲による本件施設の運営・維持管理体制確認)

第16条 乙は、本契約締結後、委託業務開始予定日に先立って委託業務の実施に必要な人材を確保し、かつ、要求水準書及び応募者提案に従って開業準備業務を行わなければならない。

2 乙は、開業準備業務着手前に、開業準備業務計画書を作成し、甲に提出して令和7年10月末までに甲の承認を得るものとする。開業準備業務計画書の内容を変更する場合も同様とする。乙は、甲の承認を受けた開業準備業務計画書に従い、開業準備業務を実施しなければならない。

3 乙は、甲、(公財)豊田市学校給食協会、配送対象校・園との連携を事前に協議して連絡体制を整備した上で、本契約、募集要項等、業務計画書、及び応募者提案に従って委託業務を実施することが可能となった時点において、当該連絡体制を記載した書面の提出とともに甲に対してその旨を通知するものとする。

4 甲が乙から前項に規定する通知を受けた場合、甲は、乙に対し

て、委託業務の実施体制を確認するため、調理リハーサル及び配送リハーサルの実施等を求めることができる。本項による確認の結果、委託業務の実施体制が本契約、募集要項等で乙が既に甲に提出した業務計画書又は応募者提案で必要とされる条件を満たしていないと甲が合理的に判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。

5 前項に規定する調理リハーサル及び配送リハーサルの実施等は、次の各号の定めに従い、調理リハーサルに係る食材等の調達及び廃棄等を含め、乙の責任及び費用により行うものとする。

(1) 乙は、開業準備業務の実施にあたり、リハーサルの作業工程及び日程等を、実施日の7日前に甲に対して書面で通知し、甲の承認を得るものとする。なお、実施日は、令和8年4月1日から給食提供開始の日（甲が別途指定する日とする。以下同じ。）の前日までの期間とする。

(2) 乙は、募集要項等及び応募者提案に基づき委託業務の一環として実施すべき非常時及び緊急時の対応等に示す不測の事態に備えた訓練等を行うものとする。

(3) 甲は、乙が行うリハーサル及び訓練等に立会うことができる。ただし、甲は、かかるリハーサル及び訓練等への立会いの実施それ自体を理由として、何らの責任を負担するものではない。

6 乙は、甲に対して、次の各号所定の期間に係る開業準備業務実施結果の報告を、同号所定の期限までに業務報告書を提出することにより行うものとする。なお、第2号所定の期間に係る業務報告書には、リハーサル及び訓練等に対する甲の立会いの有無を問わず、その結果を含めるものとする。また、乙は、甲に提出した当該業務報告書を全て電子データ化し、必要な元データとともに事業期間終了時まで保管する。

(1) 本契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

令和8年4月10日又は令和8年4月の給食提供開始の前日

のいずれか早い日

- (2) 令和8年4月1日から給食提供開始の前日まで
令和8年4月の給食提供開始前まで

(前事業者からの引継ぎ)

第17条 乙は、本契約締結時点で、本件施設において前事業者が前事業を遂行していることを認識し、かつ、了解して本事業を引き受けたことを確認し、甲の指示に基づき前事業契約第58条第2項の定めるところに従い、自己の費用と責任で甲に代わって、又は甲とともに前事業者から必要な引継ぎを受けるものとし、本件施設本体の引き渡し状態、設備機器等の稼働状況のほか、前事業者が使用したマニュアル等の内容及び留意事項等について、甲又は前事業者の確認を行うものとする。

- 2 乙は、開業準備業務の実施において前事業に支障をきたすことがないようにするものとする。

(前事業者との連携)

第18条 乙は、前事業者から必要な引継ぎを受けるにあたり、自己の責任及び費用により、前事業者との間で連携・調整を行わなければならない。ただし、甲は必要に応じてかかる連携・調整に協力するものとする。

- 2 乙は、前項に定めるところに従って行われる前事業者と連携・調整については、甲にその旨を事前に報告するものとし、また、適宜及び甲から求められたときは、協議・調整の内容及び進捗状況を甲に説明するものとする。また、乙は協議・調整が調ったときは、その内容を速やかに甲に報告しなければならない。

(甲による業務体制確認)

第19条 甲が、乙の開業準備業務の完了及び委託業務の実施体制を確認し、かつ、乙が別紙2に記載する種類及び内容を有する保険

に自ら加入し、又は別紙2に記載の保険契約者に加入させ、その保険証書の写しを甲に対して提出した場合、甲は、当該確認を行った日又は当該文書の提出があった日のいずれか遅い日から10開庁日以内に、乙に対して業務体制等確認書を交付するものとする。

2 乙は、委託業務開始予定日の前日までに業務体制等確認書の交付を受けなければならない。

3 甲は、第1項に規定する業務体制等確認書を交付したことを理由として、本件施設の運営及び維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する委託業務が本契約、募集要項等、業務計画書及び応募者提案の仕様若しくは水準を満たさなかった場合において、甲が業務体制等確認書の交付を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

(調理業務開始の遅延)

第20条 乙は、調理業務開始の遅延が見込まれる場合には、委託業務開始予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に規定する対応計画において、調理業務開始に向けての対策及び想定される委託業務開始日までの予定を明らかにしなければならない。

(前事業終了時の検査支援)

第21条 乙は、自己の責任と費用負担において、甲が前事業契約第58条第2項に基づき前事業者に対して行う検査確認において甲を支援するものとする。

2 前項の規定による乙の支援の誤り又は懈怠に起因して甲又は乙において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり乙において生ずる追加的な費用を含む。）は、乙がこれを負担するものとし、その負担の方法については、甲が、乙と協議の上で、

これを定めるものとする。

- 3 甲が前事業契約第58条第2項に基づき前事業者に対して行う検査確認を行った結果、第1項の規定による乙の支援に誤り又は懈怠がないにもかかわらず、乙において委託業務等に要する費用又は本事業を遂行するにあたり乙において生ずる追加的な費用が増加する場合で、当該費用の増加の原因が募集要項等及び本件施設又は本件用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において甲がこれを負担するものとし、甲は、甲と乙との間の協議により決定される方法に従って、乙に対して支払うものとする。

第6章 本件施設の運営及び維持管理

第1節 総則

(委託業務)

第22条 甲は乙に対し、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は、本契約の期間中、自己の費用と責任において、日本国の法令、本契約（運営及び維持管理に関する合意事項は本契約の一部とみなす。以下、本章において同じ。）、募集要項等及び応募者提案並びにマニュアル及び業務計画書に従って、委託業務をその業務の安全確保及び品質確保を確実にして実施しなければならない。

- 2 要求水準書は、甲が第56条第2項又は第58条第2項若しくは第3項に基づいて委託業務の内容を変更する場合を除き、別紙3の手続に従い、その内容を変更することができるものとする。
- 3 乙は、委託業務を善良なる管理者の注意義務をもって実施するものとする。
- 4 補充調達備品については事業期間を通じて乙が所有するものと

し、募集要項等に従い維持管理し、更新を行うものとする。

- 5 乙は、自己の費用と責任において、騒音、臭気、振動その他委託業務の遂行により近隣住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。
- 6 前項に定める近隣対策の実施について、甲の請求があった場合、乙は、甲に対して、その内容及び結果を報告するものとし、甲は、乙に対して、必要に応じて協力するものとする。
- 7 本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動及び訴訟については、甲が責任を負うものとする。

(本件施設の委託業務に関する許認可及び届出等)

第23条 乙は、委託業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な許認可を、自己の責任及び費用において取得しなければならない。ただし、甲が申請する必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとする。なお、乙は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）による営業許可、営業の届出その他の手続の必要がある場合には、その必要となる全ての手続を完了の上で委託業務開始予定日までに（更新手続等したときは、当該手続後1か月以内に）営業許可書その他当該手続の完了を証する書類の写しを甲に提出するものとする。

- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項に定める許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。
- 3 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は甲による許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

(第三者の使用)

第24条 乙は、応募者提案で明示された者以外の者に委託業務を実施させる場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、甲は承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。

- 2 乙が委託業務の全部又は一部を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、本件施設の委託業務に関して乙又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。
- 3 乙は、甲に報告した本件施設の委託業務の実施体制に係る事項に変更、追加等が生じた場合には、速やかにかかる変更、追加等について甲に報告しなければならない。

(業務報告書等)

第25条 乙は、甲に対して、毎月及び毎四半期の各業務終了後の翌月10日（その日が閉庁日となる場合にはその直前の開庁日）までに、要求水準書に従い運営業務報告書及び維持管理業務報告書を提出し、報告対象の月及び四半期の委託業務の遂行状況を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、第1項に定める業務報告書のほか、要求水準書に従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、保管するほか、提供食数や温度、残食量など各種記録について運営期間にわたる全てのデータを電子データ化し、保存しなければならない。乙は、甲の求めがあるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を甲の閲覧に供し、各種記録についての電子データを甲の求めに応じて速やかに提供しなければならない。

(セルフモニタリング)

第26条 乙は、自らの費用負担において、委託業務に係るサービス水準（要求水準書に従い、要求水準書に定める各項目に対応して、委託業務に係るサービスが要求水準書に定める要求水準に合致しているかを確認する基準として応募者提案により全て合致しているか否かで判断できるように設定された基準とする。以下「業務サービス水準」という。）を維持・改善するために、定期的又は

随時に、募集要項等及び応募者提案に基づきセルフモニタリングを行い、業務サービス水準の維持・改善を図る体制を構築するものとする。なお、乙によるセルフモニタリングの項目、基準、方法等については、甲が実施するモニタリングとの連携に十分に配慮して、甲と協議の上で設定されるものとする。

- 2 乙は、前項の定めるところに従って実施されたセルフモニタリングの評価を踏まえて、重要事項を甲に報告するとともに、翌事業年度の年度運營業務計画書に反映するものとする。なお、甲に報告すべき重要事項並びに翌事業年度の年度運營業務計画書に反映すべき事項については、甲と協議の上で定めるものとする。

(モニタリング)

第27条 甲は、自らの費用負担において、委託業務の要求水準を確保するために、定期的又は随時に、モニタリングを行うものとする。なお、モニタリング項目については各モニタリングの実施日までに甲が決定し、乙に通知するものとする。

(1) 定期モニタリング

甲は、乙から提出される業務報告書を検討するほか、業務報告書の内容を確認するため、施設巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

(2) 随時モニタリング

甲は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて、随時、施設巡回、業務監視、甲に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。乙は、当該随時モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。

- 2 甲は、業務報告書を受領したときは、前項(1)号の定期モニタリングを実施し、報告対象期間の委託業務の遂行内容を確認するものとし、乙は、かかる業務確認に必要な協力を行うものとする。その結果、報告対象期間の委託業務が完了されていると確認した場合には、その旨を乙に対して、業務報告書受領後10日以内に通

知するものとする。

- 3 前項によるモニタリングの結果、報告対象期間の委託業務の実施状況が本契約、募集要項等、マニュアル、長期運営業務計画書、年度運営業務計画書、長期維持管理業務計画書、年度維持管理業務計画書及び応募者提案の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指導するものとし、乙に対し、別紙6の手続きに従い必要な措置をとることができる。この場合、乙は前条に記載する業務報告書においてかかる指導に対する対応状況を甲に対して報告しなければならない。
- 4 甲は、モニタリングの実施、説明要求、説明の実施及び立会の実施それ自体を理由として、本件施設の委託業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(第三者に及ぼした損害等)

- 第28条 乙が委託業務等の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。
- 2 乙が善良なる管理者の注意義務を尽くしても委託業務等に伴い避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合は、甲が当該第三者に対して当該損害を賠償する。

第2節 維持管理業務

(法令等の遵守)

- 第29条 乙は、適用のある法令や各種基準等に基づくほか、「建築保全業務共通仕様書」の最新版の点検項目を乙の判断で適宜参考にした応募者提案に基づき、建物・設備等の点検・保守を行うほか、維持管理業務を実施しなければならない。

2 本件施設における一般区域の事務エリアについては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条1項に規定する「特定建築物」と同等の施設として、維持管理業務を行う。なお、非汚染区域と同じ系統の設備で管理基準が異なる場合は、厳しい方の条件を優先する。

（維持管理業務計画書等の提出）

第30条 乙は令和8年1月末日までに、本契約、募集要項等及び応募者提案に基づき、維持管理業務総括責任者及び各業務の責任者を配置し、組織体制と合わせて長期維持管理業務計画書を作成して、甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。また、乙は令和8年10月末日までに、本契約、募集要項等及び応募者提案に基づき、長期修繕計画書を作成して、甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、各事業年度9月末（初年度は、令和8年1月末）までに本契約、募集要項等、長期維持管理業務計画書及び応募者提案に基づき、翌事業年度に係る年度維持管理業務計画書を作成して、甲に提出し、翌事業年度が開始する前に甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、甲の承認を受けた維持管理業務計画書を変更しようとする場合には、甲の承認を受けなければならない。また、届け出られた維持管理業務総括責任者及び各業務の責任者その他組織体制の変更があった場合には、速やかに甲に届け出なければならない。

4 甲は、維持管理業務計画書又はその変更の承認を行ったことそれ自体を理由として、本件施設の維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（本件施設の補修・修繕）

第31条 乙は、募集要項等及び応募者提案に従い、本件施設の補修・修繕を、自己の費用と責任において実施するものとする。た

だし、甲の責めに帰すべき事由により本件施設の補修・修繕を行った場合、甲は、これに要した一切の費用を負担するものとする。

2 乙が本件施設の補修・修繕を行った場合、乙は、使用した設計図、施工図等の書面を甲に対して提出するものとする。

(報告等)

第32条 乙が維持管理業務計画書に記載のない修繕（ただし、軽微なものを除く。）が生じた場合、乙は、事前に甲に対してその内容その他必要な事項を報告するものとする。

第3節 運營業務

(法令等の遵守)

第33条 乙は、適用される法令、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等の各種基準、学校給食に関する通知及び通達等、並びにその他の所轄官庁の指導等を遵守して運營業務を実施しなければならない。

2 法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、乙は甲の指示に従うものとする。

3 募集要項等及び応募者提案に基づき、H A C C P対応マニュアル及び一般的衛生管理の適正な履行状況について、必要に応じて甲は確認を行い、不適合箇所が指摘された場合、乙に対し、甲が定める期間内にその改善を求め、その結果報告のために改善報告書を甲に提出することを求めることができる。

(運營業務計画書及びマニュアルの提出)

第34条 乙は、本契約、募集要項等及び応募者提案に基づき、令和8年1月末日までに、長期運營業務計画書及びH A C C Pマニュアルを、また、令和8年2月末日までに緊急時対応マニュアル及び運営マニュアルを作成して、甲に提出し、甲の承認を受けなけ

ればならない。

- 2 乙は、各事業年度9月末（初年度は、令和8年1月末）までに、本契約、募集要項等、長期運營業務計画書及び応募者提案に基づき、翌事業年度に係る年度運營業務計画書を作成して、甲に提出し、翌事業年度が開始する前に甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、甲の承認を受けた運營業務計画書又はマニュアルを必要に応じて随時改善するものとし、改善の都度直ちに、甲に対し、改善された最新版を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 4 第1項から第3項までの規定に定めるところに従って業務の開始に先立って提出されたものを含め、甲は、前各項の定めるところに従って提出された（最新版の）運營業務計画書及びマニュアルを確認の上、異議を申し述べることができるものとし、乙は、かかる甲の異議を受けたときは、甲の承認が得られるまで、必要な修正を行うものとする。
- 5 甲は、運營業務計画書若しくはマニュアル又はその変更の承認を行ったことを理由として、本件施設の運営の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（管理責任者）

第35条 乙は、要求水準書及び応募者提案に従い、令和8年1月末日までに、運營業務総括責任者、調理責任者、調理副責任者、アレルギー対応食調理責任者及び食品衛生責任者を、それぞれ選任し、添付書類とともに、選任報告書を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項に従い甲に報告した者を変更する場合には、事前に、添付書類とともに、変更しようとする者の選任報告書を甲に提出するものとする。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

（防火管理責任者）

第36条 乙は、要求水準書及び応募者提案に従い、委託業務開始予

定日までに、防火管理責任者を設置し、防火管理者証の写しを甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項に従い甲に報告した防火管理責任者を変更した場合には、変更後1週間以内に、変更後の者の防火管理者証の写しを甲に提出するものとする。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

(調理等業務その他)

第37条 乙は、甲が作成した献立に記載された給食を、甲が検取の上、乙に提供する食材を材料として調理し、給食配送先に運搬する。

- 2 甲が、乙が給食を提供すべき日及び乙が用意すべき給食の食数並びに給食を配送する給食配送先を乙に通知する方法及び手続きは募集要項等に規定された方法とする。募集要項等に規定されていない詳細事項、具体的な運用上の取り扱い等は、甲と乙が別途協議して定めることができる。

- 3 前項により甲と乙が定めた事項は書面によるものとし、甲乙これを遵守することを要する。

- 4 自然災害やインフルエンザ、感染症の流行による学級閉鎖等の事情で、第2項により甲と乙が書面で定めた事項に急遽変更が生じた場合は、前項の定めにかかわらず、乙は、甲の要請に応じて調理作業、運搬を停止する。

(食中毒等)

第38条 乙は、要求水準書に規定された事項を遵守し、かつ、善良なる管理者の注意義務をもって運營業務を実施し、法令及び所轄官庁の指導、基準等を満たした安全な給食を提供しなければならない。

- 2 給食配送先において食中毒等が発生した場合、乙は、自己の費用により、保健所等の所轄官庁が行う原因究明調査に協力するも

のとする。

- 3 前項の場合、乙も自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果に関して甲の承諾を得るものとする。甲はかかる承諾につき、合理的理由なくして留保、遅延又は拒絶をしないものとする。
- 4 給食の摂取が原因で第三者に損害を与えた場合、乙はこれを賠償するものとし、甲が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、甲の請求により当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、乙がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し甲の承諾を得た場合には、甲に対して当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わないものとする。
- 5 乙の調理した給食の摂取が原因で第三者に損害が生じた場合における、本件施設の運営ができない期間の委託料の支払い及び損害賠償（前項により甲が乙に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。
 - (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合、委託料については、本件施設の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、乙の甲に対する損害賠償を妨げない。
 - (2) 甲及び乙の責めに帰すことのできない事由による場合、及び乙が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因解明につき第3項の甲の承諾を得た場合、委託料については、本件施設の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、甲又は乙による損害賠償はないものとする。
 - (3) 上記第(1)号及び第(2)号以外の場合、本件施設の運営がで

きなかった期間の委託料の固定料金のうち本件施設の維持管理業務に係る部分のみを支払うものとし、かつ、甲の乙に対する損害賠償を妨げない。

- 6 前項の場合で、第42条に定める委託料の請求書を甲が受領するときまでに、甲又は乙のいずれの責めに帰すべき事由によるものが判明しないとき又は原因不明の結果に関して甲の承諾が得られないときは、甲は、乙に対し、乙の請求に基づき委託料について、本件施設の運営ができない期間の委託料の固定料金のうち維持管理業務に係る部分のみを支払う。かかる支払いがあった後、当該食中毒等が前項第(1)号又は(2)号の事由によるものであることが判明した場合には、甲は委託料のうち当該食中毒により本件施設の運営ができなかった期間の運営業務に係る未払い部分を、乙の請求により支払うものとする。

第7章 本事業の委託料の支払い

(本事業の委託料の支払い)

第39条 甲から乙への本事業の委託料の支払額は、別紙5に定めるところにより計算するものとする。

(開業準備業務の対価の支払い)

第40条 開業準備業務の対価は、委託料に含まれるものとし、乙は、甲に対し、開業準備業務の対価として別段の請求を行うことができないものとする。

(委託料の支払い)

第41条 甲は、運営期間中、委託料を別紙5に定めるところに従い、乙に支払うものとする。委託料は固定料金と変動料金とで構成さ

れる。ただし、本件施設にて調理した給食のうち、委託業務に係る業務従事者が喫食した給食は、この限りでなく、当該給食に係る学校給食費については乙が自ら負担し又は当該業務従事者をして負担させるものとする。

2 前項に規定する委託料の支払いは、別紙5の定めるところに従うものとする。

3 委託料は、別紙5に従い、物価変動に基づき、年に1回改定するものとする。

(委託料の支払手続)

第42条 乙は、各四半期末において、甲から第27条第2項に規定する業務報告書を確認した旨の通知を受けたときは、速やかに、甲に対して、当該四半期分における別紙5に定める額の委託料の請求書を提出するものとする。また、乙は、業務報告書の提出から10日以内に、甲から、委託業務の完了を確認した旨の通知又は乙による委託業務の遂行が本契約、要求水準書、業務計画書又は応募者提案等が定める水準又は仕様に達していないおそれがある旨の通知を受けていない場合にも、甲に対して、委託料の請求書を提出することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に係る委託料の支払いを行うものとする。

(委託料の減額)

第43条 第27条による甲の業務確認により、委託業務について本契約、募集要項等、業務計画書又は応募者提案に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、乙に対して別紙6の手続に従い委託料を減額又は支払停止することができるものとする。

(委託料の返還)

第44条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は、甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が前条の規定に従い減額し得た委託料の金額を速やかに返還するものとする。

(委託料の調整)

第45条 本契約に規定されたもの以外で本事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じた場合、甲と乙は、委託料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が整ったときは、委託料を調整するものとする。

第8章 契約期間

(契約期間)

第46条 本契約の契約期間は、本契約の締結日の翌日から、令和18年8月31日までとする。

第9章 契約の終了

第1節 乙の事由による契約終了

(乙の債務不履行による契約終了)

第47条 次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を書面による通知により終了させることができる。

(1) 乙が、別紙1に定める委託業務開始予定日に又は委託業務開始予定日後相当期間内に開業準備業務を完了し、給食の提

供を開始する見込みがないと明らかに認められるとき

- (2) 別紙6に定める手続により解除するとき
- (3) 給食配送先において食中毒が2回以上発生したとき（同一の給食配送先かどうかは問わない。）
- (4) 連続して7営業日以上、乙が委託業務を行わないとき又は正当な事由がないのに、作業に着手すべき時期を過ぎても作業に着手しないとき
- (5) 第35条に規定する管理責任者又は第36条に規定する防火管理責任者を設置しなかったとき
- (6) 乙の委託業務の実施義務以外の本契約上の債務の不履行があったとき

2 次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により催告することなく、直ちに本契約を終了させることができる。

- (1) 乙に係る、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算の手続について乙の取締役会でその申立を決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によりその申立がなされたとき
- (2) 乙が、意図的に、業務報告書に著しい虚偽記載を行い、甲がこれを訂正するよう指示したにも拘らずかかる指示に従わないとき
- (3) 第63条の規定に違反し、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき
- (4) 本契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき
- (5) 乙が本契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができな

いとき

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
- (8) 契約の履行にあたって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき
- (10) 第49条又は第50条の規定によらないで乙が本契約の解除を申し出たとき
- (11) 乙が別紙7の第2章「暴力団排除に関する特約条項」第2条第1項各号に該当するとき

3 甲は、前各項の規定により本契約を解除する場合において、乙の所在を確認できないときは甲の事務所にその旨を掲示することにより、乙への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

4 第1項又は第2項に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第48条 次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができ、また、乙は、甲に対して、その該当した日が属する事業年度の年間委託料総額

の100分の10に相当する違約金を甲の指定する期間内に支払うものとする。

(1) 第47条の規定に基づいて本契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第2節 甲の事由による契約終了

（甲の債務不履行による契約終了）

第49条 甲が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いを遅延した場合、甲は、乙に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、当該支払遅延が生じたときの政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

- 2 甲が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合又は甲の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合、乙は、本契約の全部を解除することができるものとする。
- 3 前項により本契約が解除された場合、甲は、乙に対して、当該解除により乙が被った損害を賠償するものとする。

第3節 不可抗力及び法令変更による契約終了

(不可抗力又は法令変更による契約終了)

第50条 本契約の締結後における不可抗力又は法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は甲が本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲又は乙は、相手方と協議の上、本契約を終了させることができる。甲の要請により本契約を終了させる場合、甲は、乙が本契約の終了により支出した実費相当額を負担するものとする。

第4節 契約終了時の事務

(契約終了時の引継業務)

第51条 乙は、要求水準書の定めに従い、事業期間終了日において、本件施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で甲へ引き継げるよう維持管理を行い、令和14年度より（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、乙が本件施設の明渡しの時点で確保すべき本件施設の状態について甲との間の協議に応じ、かかる協議を経て甲が決定した本件施設の状態で以て事業期間終了日に本件施設の明渡しを行うものとする。

2 前項の定めるところに従って乙が本件施設の明渡しの時点で確保すべき本件施設の状態とするための修繕を含め、運営期間中に行うべき各種の修繕（大規模修繕を除く。本契約の中途終了時における業務サービス水準未達については全て運営期間中に行うべき修繕があるものとみなされるものとする。）は、甲の帰責事由及び不可抗力により必要となったものを除き、全て維持管理業務の範囲内のものとして乙の責任と費用負担で実施されるものとする。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、事業期間満了時における経年による劣化については、乙は、その修繕の責めを免れるものとする。

3 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、第2項の定めるところに従って甲と協議を行うにあたっては、甲に対して、予防保全を踏まえた事業期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、運営期間満了後に甲が予定する本件施設の劣化状況にあわせた大規模修繕等を行うにあたり甲が効率的・効果的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、また、甲及び後任の事業者が本件施設を継続使用し、運営業務を円滑かつ支障なく実施できるよう、令和18年8月1日から運営期間満了日までを引継期間とし、委託業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた委託業務に関する台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料・記録その他情報を提供するとともに、引継ぎに必要な協力・支援等を行うものとする。かかる引継ぎにあたり、乙は、募集要項等及び応募者提案に基づき、次の各号の定めに従うものとする。

(1) 乙は、本事業で使用した配送車両を令和18年8月15日までに本件施設より撤去する。

(2) 乙は、引継ぎに必要な点検、洗浄及び確認等を終えた上で、令和18年8月15日までに、後任の事業者が本施設における調理・配送リハーサル等の開業準備業務を開始できる状態とする。

(3)前各号の定めに従うほか、乙は、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分確認を行うとともに、本件施設の運営及び維持管理に必要な情報を遅滞なく後任の事業者へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないようにしなければならない。

4 乙は、募集要項等及び応募者提案に基づき、令和16年10月末までに（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、(i)事業期間中に行った修繕内容について一覧にするとともに、完成図に該当箇所を図示した「修繕記録報告書」、(ii)事業期間中に乙が記録した施設管理台帳の最新版電子データ、(iii)事業期間中に行った修繕内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載して事業期間中に乙が記録した「備品管理台帳」、(iv)本事業終了後10年間に甲が行う必要と認められる大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示した「長期修繕計画書」、並びに、(v)その他の応募者提案に基づく資料等を甲が合理的に満足する様式及び内容で作成し、甲に提出した上で、本事業期間終了後に後任の事業者が維持管理業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、本件施設の明渡しに必要な事項について甲との間で協議を開始するほか、令和18年3月末までに（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、時点修正を行った上記(iv)記載の「長期修繕計画書」を改めて甲に提出するものとする。

5 乙は、事業期間終了後1年間について、連絡窓口として、無償で後任の事業者その他本件施設に係る業務の引継ぎ先からの問い合わせを受けるほか、甲が求める必要なサポート業務を実施するものとする。ただし、応募者提案に基づき乙が委託契約の締結及び履行のために出資者により新規設立された場合には、乙は、事業期間終了後1年間について、出資者である運営企業をして、連絡窓口として、無償で後任の事業者その他本件施設に係る業務の引継ぎ先からの問い合わせを受けさせるほか、甲が求める必要な

サポート業務を実施させることができるものとする。この場合において、甲の要請があるときは、かかるサポート業務に係る契約を甲が合理的に定める様式及び内容で甲との間で出資者である運営企業をして締結させるものとする。

- 6 乙は、本契約の解除その他事由の何たるを問わず、本契約が中途終了するときは、甲の別段の指示がない限り、前各項による委託業務の引継ぎ完了のときまで、本件施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第52条 乙は、甲に対し、前条による委託業務の引継ぎ完了と同時に、本件施設の保守・点検・補修・修繕に係る書類その他本件施設の運営及び維持管理に必要な書類一切を引渡さなければならない。

- 2 甲は、第1項に従い引渡しを受けた図書等について、本件土地に本件施設又はこれに類似する施設を建設し、又は本件施設の運営及び維持管理のために無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下、この項において同じ。）することができるものとし、乙は、甲によるかかる図書等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

(契約終了時の調査・検査等)

第53条 乙は、甲が実施する本件施設の劣化調査に対して、要求水準書に従い、必要な資料（引継協議に係る提出書類に記載するもののほか、躯体に関する健全度の調査や設備の性能試験等を含むが、これらに限られない。）を提供し、要求水準書に定める各種の建物劣化調査準備に協力するものとする。

- 2 甲は、本契約が終了した場合、要求水準書に従い、本件施設の主要構造部について以下の内容の検査を行う。かかる甲の検査に

において不適合が認められた場合は、甲の指示に従い、乙は、速やかに必要な修繕等を実施するものとする。

ア 鉄骨の錆・傷等

イ 接合部のボルトのゆるみ等

ウ 鉄筋コンクリート部分のクラック等

エ 屋根、防水シートの亀裂、破裂等

オ 外壁の汚れ、ひび割れ等

カ その他主要箇所の傷み等

キ その他建築設備・備品等が要求水準を満たしているか

- 3 乙は、前項に基づき必要な修繕等を実施した後速やかに、甲に対し、必要な修繕等が完了した旨を通知するものとする。甲は、かかる通知を受領後10日以内に必要な修繕等の完了の検査を行うものとする。

(契約終了時の事務)

第54条 乙は、本契約が終了した場合において、本件土地等に乙が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（乙の業務を受託し、又は請け負う者等が所有又は管理する物件を含み、次項に従い甲に無償譲渡又は時価買受けされる補充調達備品を含まない。）があるときは、当該物件等を直ちに撤去し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、本契約終了時に、貸与備品を甲に返還するとともに、期間満了により本契約が終了する場合は、乙の所有に係る補充調達備品（配送車を除く。）を甲に無償で譲渡するものとし、期間満了以外の理由により本契約が終了する場合には、甲は、補充調達備品を時価で乙から買い受けることができるものとする。なお、調理備品については、甲乙の事前協議の上、甲への無償譲渡又は乙による引取りを決定する。

- 3 乙は、本契約が終了する場合には、甲又は甲の指示する者に、本契約及び募集要項等に基づき必要な引継ぎが完了したことの確

認を甲より受けなければならない。

- 4 乙は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、第25条の規定に拘らず、本条の業務を全て終了した上で、業務終了から10日以内に、最終支払対象期間の業務報告書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。なお、最終支払対象期間に係る乙の委託業務の実施期間（対価の支払いのない期間に限る。）が四半期に満たない場合には、甲は、乙の実施期間に応じて日割りした金額を、当該期間の委託料相当分として乙に支払うものとする。

第10章 不可抗力

（通知の付与）

第55条 本契約の締結日の翌日より後に、不可抗力により、本契約、募集要項等、応募者提案又は業務計画書で提示された条件及びマニュアルに従って委託業務を行うことができなくなった場合又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

- 2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

（協議及び追加費用の負担）

第56条 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに委託業務開始予定日、本契約、要求水準書、マニュアル、業務計画書及び長期修繕計画書の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。

- 2 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、不可抗力に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙4に記載する負担割合によるものとする。

第11章 法令変更

(通知の付与)

第57条 本契約当事者は、本契約の締結日の翌日より後に法令が変更されたことにより、本契約に基づく自己の義務を履行することができなくなった場合又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知するものとする。

- 2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用ある法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は法令変更により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第58条 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために速やかに委託業務開始予定日、本契約、要求水準書、マニュアル、業務計画書及び長期修繕計画書の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。なお、税制改革等による新たな税制に伴う乙の税負担については、甲は、協議に応じるものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙8に記載する負担割合によるものとする。
- 3 本契約締結後に法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、乙は甲の指示に従うものとし、甲の指示に従うことにより、乙に追加費用が生じる場合は甲の負担として、委託料の見直しを行う。ただし、追加費用の額が多額となる場合には、甲は本契約を解除できるものとし、第50条の規定を準用する。

第12章 関係者協議会

(関係者協議会の設置)

- 第59条 甲及び乙は、本事業に関し必要な協議を行うため、必要に応じて関係者協議会を設置するものとする。
- 2 関係者協議会は、業務報告及び意見交換が行われるほか、本契約において甲乙の協議によるとされる事項及び甲乙が必要と認める事項のうち、関係者協議会で協議される事項として合意された事項について、協議し、決定するものとする。甲及び乙は、かかる関係者協議会の決定事項を遵守するものとする。
 - 3 甲及び乙は、必要と判断した場合には、関係者協議会の下部組織として分会を設けることができる。
 - 4 関係者協議会は、甲及び乙を代表する者により構成されるものとする。また、甲及び乙は、第35条に定める管理責任者を適宜出席させるほか必要と判断した場合には、構成員以外の第三者を関係者協議会又は分会に招致し、意思決定に際してかかる第三者の意見を聴取することができる。
 - 5 関係者協議会及び分会における協議事項は、出席者による十分

な討論を経た上で決定されるものとする。その他の関係者協議会及び分会の運営に関する細目事項は、関係者協議会における協議により定めるものとする。

第13章 その他

（公租公課の負担）

第60条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。甲は、委託料及びこれに対する消費税（地方消費税も含む。）を支払うほかは、本契約に別途定めがある場合を除き、関連する全ての公租公課について別途負担しないものとする。

（遅延利息）

第61条 甲又は乙が本契約に基づき行うべき支払いが遅延した場合には、第49条第1項に定める場合を除き、未払額につき遅延日数に応じ、当該支払遅延が生じたときの政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。

（損害賠償）

第62条 甲及び乙は、それぞれ、本契約に定める義務を履行せず、相手方に損害を生じさせたときは、本契約に特に定める場合を除き、当該損害を賠償しなければならない。

（譲渡等の制限）

第63条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、委託料債権及び本契約上の乙の地位の一部又は全部を第三者に対して譲渡し、担

保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(事業者の兼業禁止)

第64条 乙は、本契約による事業以外の業務を行ってはならない。
ただし、事前に甲の承諾を得た場合又は応募者提案に基づき乙が委託契約の締結及び履行のために出資者により新規設立された場合でない場合は、この限りでない。

(新株発行等)

第65条 応募者提案に基づき乙が委託契約の締結及び履行のために出資者により新規設立された場合には、乙は、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を甲に対して書面により通知させ、甲による事前の承諾がない限り、その承諾を得た上で、これを行わせないものとする。

- (1) 出資者の保有する乙の株式についての甲の設立当時の出資者以外の第三者に対する譲渡を承認すること。
- (2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法で甲の設立当時の出資者以外の第三者による乙への資本参加を決定すること。
- (3) 甲の設立当時の出資者以外の第三者による出資を認めることとなるか又は代表企業の出資比率が乙の出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資を決定すること。

2 前項の定めるところに従って甲の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合、乙は、自ら及び当該行為を行った出資者をして、当該行為に係る第三者との間の契約書、変更後の定款の写しその他甲が必要とする書面の写しを、その行為後速やかに、当該第三者作成に係る甲所定の書式の誓約書を添えて甲に対して提出するものとする。

(決算報告書の提出)

第66条 乙は、本契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日以前に、翌年度の予算の概要を甲に書面で提出しなければならない。

2 乙は、本契約の終了に至るまで、事業年度毎に、当該年度の事業収支報告を作成し、当該事業年度最終日から1か月以内に、甲に提出しなければならない。ただし、応募者提案に基づき乙が委託契約の締結及び履行のために出資者により新規設立された場合には、乙は、本契約の終了に至るまで、事業年度毎に、当該年度の事業報告及び計算書類等（付属明細書を含む。）を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年度最終日から3か月以内に、監査報告書とともに甲に提出すれば足りるものとする。

（乙の解散）

第67条 乙は、応募者提案に基づき乙が委託契約の締結及び履行のために出資者により新規設立された場合には、運営期間最終日（本契約が中途解約により終了した場合は、その終了日）から540日を経過する日まで解散することはできない。ただし、甲が事前に承諾した場合はこの限りではない。

（付保すべき保険）

第68条 乙は、別紙2に定める内容の保険を自ら付保し、又は第三者をして付保せしめるものとする。なお、当該保険のうち、同別紙に定める「付保する期間」中において更新する必要があるものは、乙の責任において更新されるものとする。

2 乙又は第三者が、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を直ちに甲に提示しなければならない。

（銀行団との協議）

第69条 甲は、必要があると認めるときは、本事業に関して乙に融資する銀行団との間において、甲が本契約に基づき乙に損害賠償

を請求し、また契約を終了させる際の銀行団への事前通知、協議に関する事項及び担保に関する事項等について協議し、協議が整ったときには協定を締結することができる。

(成果物の利用及び著作権)

第70条 甲は、本契約に関して要求水準書及び甲の要求に基づき乙により作成され甲に提出される一切の書類、図画、写真、映像、ソフトウェア、データベース等（以下「成果物」という。）について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 前項の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が、成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は本件施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公共機関をして公表若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

4 乙は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

5 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の保証)

第71条 乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害した場合、その第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。

(工業所有権)

第72条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 本事業の遂行において、甲は、前事業者が前事業で使用する特定の部品（以下「特定部品」という。）の調達に関して乙を支援する。

第14章 雑 則

(本件施設の見学者対応)

第73条 乙は、甲が受け入れる本件施設の見学者対応に関し、必要な協力を行わなければならない。

(協議)

第74条 甲と乙は、必要と認める場合は適宜、相手方当事者に対して、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、協議を求めることができる。ただし、関係者協議会で協議される事項については、この限りではない。

(請求、通知等の様式その他)

第75条 本契約に定める、請求、通知、報告、承諾、勧告、催告及び契約終了告知又は解約は、相手方に対する書面をもって行われるものとする。

2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

3 本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。

(特約条項)

第76条 本契約の特約として、別紙7の各章の特約条項が適用される。なお、別紙7の第1章「談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項」にいう「契約金額」は、第8条第2項に定義された年間委託料総額に読み替えるものとする。

(秘密保持)

第77条 甲及び乙は、特定部品情報に関して第72条第2項の定めに従うほか、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密情報（特定部品情報を含むが、これに限られない。）を自己の役員、従業員、自己の代理人、銀行団、コンサルタント、及び本条第2項により秘密保持義務を負う業務受託者等その他法令若しくは契約上の守秘義務を負う者以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的（ただし、適用法令に基づく場合を除く。）に使用してはならない。ただし、開示する事項が以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 本契約締結時に、既に公知又は既知のもの
- (2) 本契約締結後に甲及び乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
- (3) 甲又は乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的

に取得したもの

(4) 法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたもの

(5) 甲又は乙が相手方より入手した情報を使わずに単独で取得したもの

(6) 本件施設の運営又は維持管理において必要がある場合（本件施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

2 乙は、乙が委託業務遂行のために契約を締結する業務受託者等につき、本契約に基づき乙が負担するのと同様の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 甲は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

（個人情報保護）

第78条 甲及び乙は、本件施設の利用者の個人情報の保護を図るために、本事業に関連して知り得たかかる個人情報について適切な管理を行うものとする。

（準拠法）

第79条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

（管轄裁判所）

第80条 本契約に関する紛争は、名古屋地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、本契約をもって、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第81条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

日 程 表

1	契約締結	令和7年9月●日
2	開業準備期間	契約期間の開始日～令和8年4月の給食提供開始の日の前日
3	委託業務開始予定日	令和8年4月1日
4	運営期間	令和8年4月1日～令和18年8月31日

備考

日程表の記載期日については、契約締結時点での日程とする。

その後の日程変更については、本契約の定めに従い、本契約に定めがないときは、甲と乙の間の協議とする。

なお、令和18年9月以降の本件施設の運営及び維持管理に関しては、必要に応じて乙の意見を聴きながら、甲が事業期間内に決定する。

乙が付保する保険

事業者は、以下の条件を満たす保険を、事業者又は応募者提案に定めるものによりの費用負担において付保するものとする。ただし、保険の名称等を含めその詳細については事業者の提案によるものとする。保険契約は、1年ごとの更新でも可能とする。

1. 第三者賠償責任保険

保険の対象 : 開業準備業務、運営業務及び維持管理業務に伴い
第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負
担することにより被る損害を担保

補償限度額 : 対人 : 1名当たり1億円、1事故当たり10億円

対物 : 1事故当たり1億円以上

保険期間 : 開業準備期間、運営業務及び維持管理業務期間

免責金額 : 0円

被保険者 : 事業者

2. 火災保険

保険の対象 : 本施設

補償限度額 : 再調達価格相当額

保険期間 : 運営業務及び維持管理業務開始日から事業期間の終
了日まで

免責金額 : 火災・落雷・破裂・爆発 0円、風災・雪災・雹災
0円、その他の事故 30千円

被保険者 : 事業者

3. 生産物賠償責任保険

保険の対象 : 本施設で生産した給食の喫食が原因で第三者に与え

た損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償

保険金額 : 対人 : 1名当たり1億円、1事故当たり10億円
保険期間 : 開業準備期間、運營業務及び維持管理業務期間
免責金額 : 0円
被保険者 : 事業者

要求水準書の変更手続

第 1 条 甲は、次の各号所定の事由が生じた場合、次条の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令変更により業務内容が著しく変更される時
- (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき
又は業務内容が著しく変更される時
- (3) その他業務内容の変更が特に必要と認められる時

第 2 条 要求水準書の変更は、次の各号の定めに従って行われるものとする。

- (1) 甲は、前条各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を乙に通知し、乙の意見を聴取するものとする。
- (2) 乙は、第(1)号所定の通知受領後20日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 甲は、第(2)号所定の意見書を期限内に受領しないときは、乙の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 甲は、乙の意見に拘束されないものとするが、乙の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて乙の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行った上で確定的な変更内容を乙に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。
- (5) 本契約に基づく乙への支払金額を含め本契約の変更が必要となる時、甲は、必要な変更を行うものとし、乙は、これに協力する。

不可抗力の場合の費用分担規定

1 事業年度中に発生した追加費用のうち累計で当該事業年度における年間委託料総額の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。ただし、別紙2に記載される保険に基づき甲以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記年間委託料総額の100分の1を超えるときは、当該超過額は、甲が負担すべき追加費用額から控除するものとする。

委託料の支払方法及び改定方法等

1 委託料の構成

本事業の委託料は、下表の項目により構成される金額とする。

表 委託料の構成

区分	内訳	構成される費用の内容
委託料 A	開業準備業務費	現事業者からの引継業務 設備等の試稼働 施設、調理設備及び各種備品の取扱いに関する習熟 従業員等の研修・調理リハーサル・配送リハーサル 各種連絡体制の確立
委託料 B	運營業務費 (固定料金)	調理等業務 衛生管理業務 配送・回収・産業廃棄物収集業務
委託料 C	運營業務費 (変動料金)	洗浄・残滓等処理業務 運営備品等の管理業務 産業廃棄物処理業務 食育支援業務 事業終了時の引継業務 その他運營業務に関して必要となる費用 (SPCに 関連するものを含む)
委託料 D	維持管理業務費	建築物保守管理業務 建築設備保守管理業務 外構等保守管理業務 調理設備保守管理業務 清掃業務 警備業務 事業終了時の引継業務 その他維持管理業務に関して必要となる費用 (SPCに関連するものを含む)

2 支払いの算定方法

(1) 委託料 A

委託料 A は、開業準備業務に係る費用とする。

(1) 委託料 B 及び C

委託料 B 及び C は、運營業務に係る費用とする。なお、委託料 B は固定料金部分、委託料 C は変動料金部分からなる。

① 委託料 B : 固定料金部分

事業期間に必要な費用とし、1 か月あたりの金額が一律となるよう算出し、各年度の金額を算定する。令和18年度は、5 か月分とすること。

② 委託料 C : 変動料金部分

3 「変動料金換算基準」に基づく方式で算出する。なお、変動料金部分を 0 円とすることはできない。

3 変動料金換算基準

(1) 変動料金の考え方

委託料の変動料金部分は、各回支払対象期間（4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月）における変動料金の算定基礎となる提供食数の合計に事業者が提案する1食当たりの変動料金の単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）を乗じた額とする。なお、事業者が提案する1食当たりの変動料金の単価は小数点第二位以下を切り捨てることとし、提供食数の合計に事業者が提案する1食当たりの変動料金の単価を乗じた額は小数点第一位以下を切り捨てる。

提案時は、7 「提案時の年間提供食数」に基づいて算出すること。

事業者が提案する1食当たりの変動料金の単価×提供食数

(2) 提供食数等

① 提供食数の定義

提供食数には、園児・児童生徒用、教職員用、見学者の試

食用、市の検食用が含まれるものとし、事業者の検食用及び事業者従業員の喫食分を含まない。なお、提供食数に含まれない事業者の検食用は、委託料の固定料金部分に含まれるものとする。

② 提供対象者数及び提供食数の保証

市は、運營業務及び運營業務期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（事業者が給食を提供すべき園児・児童生徒数と教職員数を合算した数）が8,000人以上13,000人以下とならない場合は、委託料B（固定料金）と委託料C（変動料金）の割合の見直し若しくは委託料の見直しについて事業者と協議を行う。

(3) 提供食数の決定方法

園児・児童生徒の転出入、教職員の異動及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の10日までに、市から事業者はその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学級閉鎖及び学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には原則として給食提供日の前週木曜日（休日の場合はその直前の給食稼働日）までに、市から事業者に出該提供日に実施する給食数（以下、「実施給食数」という。）の指示を行う。

予定給食数から実施給食数が増加した場合又は201食に満たない数だけ減少した場合は、実施給食数を提供食数とする。

予定給食数から実施給食数が201食以上減少した場合は、予定給食数から200食を減じた食数を提供食数とする。

ただし、事業者の責めに帰すべき事由により、実際に提供された給食数が実施給食数を下回った場合は、実際に提供された給食数を提供食数とする。

なお、疫病等により全配送校を対象とする給食提供停止の事

態が発生した場合には、上記の決定方法に限らず、事業者が支出を免れた費用について市からの支払いから控除するものとし、委託料の支払金額及び支払方法について、市と事業者で協議し決定する。

4 支払い手続き

(1) 委託料 A

委託料 A に係る市の支払期限は、請求書の受理後 30 日以内とする。なお、委託料 A については、事業者は市から開業準備業務のモニタリングの結果を受けるまで、請求書を発行することができないものとする。

(2) 委託料 B、C 及び D

委託料 B、C 及び D に係る市の支払期限は、下表のとおりとする。なお、委託料 B、C 及び D については、事業者は市から定期（四半期毎）のモニタリングの結果及び委託料減額の有無に関する通知を受けるまで、請求書を発行することができないものとする。また、令和 18 年度は、4 月 1 日から 6 月 30 日、7 月 1 日から 8 月 31 日を支払対象期間とし、それぞれ第 1 四半期、第 2 四半期とする。

表 支払対象期間及び支払期限

支払期	支払対象期間	支払期限
第 1 四半期	4 月 1 日から 6 月 30 日	請求書受理後 30 日以内
第 2 四半期	7 月 1 日から 9 月 30 日	
第 3 四半期	10 月 1 日から 12 月 31 日	
第 4 四半期	1 月 1 日から 3 月 31 日	

5 委託料の改定及び変更

(1) 物価変動による改定

運營業務及び維持管理業務期間中の物価変動に対応して、委

託料を改定する。なお、開業準備業務及び令和8年度の運營業務及び維持管理業務は、委託料を改定しない。

改定は、毎年度1回とし、下表「委託料の改定の指標」に示す改定費目ごとに、同表に掲げる指標の年度平均値を用いて改定後の支払額を求め、第1四半期分から反映させる。

計算式は以下のとおり。

改定後の支払額： $AP_t = AP_x \times \text{改定率 } n$ （※1）

AP_t = t年度の各改訂費目

AP_x = 事業者提案における各改訂費目

改定率 n : t年度の改定率

= (t - 1)年度の各指標 / 令和7年度の各指標（※2）

（※1）計算の結果、円単位未満が生じた場合は切り捨てるものとする。ただし、委託料B（変動料金）1食単価は、小数点第二位未満を切り捨てするものとする。

（※2）改定率 n の値につき、小数点第四位未満は切り捨てるものとする。

なお、事業者は、毎年度遅くとも5月末までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に提出し、市が改定額を決定する。

表 委託料の改定の指標

区分	改訂費目	指標
委託料B (固定料金) (人件費を除く)	運營業務費相当額 (人件費を除く)	企業向けサービス価格指数「給食サービス」 (日本銀行調査統計局)
委託料B (固定料金) (人件費のうち社員人件費)	運營業務費相当額 (人件費のうち社員人件費)	毎月勤労統計 全国調査(賃金指数(決まって支給する給与/一般労働者/事業所規模5人以上))
委託料B (固定料金) (人件費のうちパート人件費)	運營業務費相当額 (人件費のうちパート人件費)	毎月勤労統計 全国調査(賃金指数(決まって支給する給与/パートタイム労働者/事業所規模5人以上))
委託料C (変動料金) (人件費を除く)	1食単価 (人件費を除く)	企業向けサービス価格指数「給食サービス」 (日本銀行調査統計局)
委託料C (変動料金) (人件費のうち社員人件費)	1食単価 (人件費のうち社員人件費)	毎月勤労統計 全国調査(賃金指数(決まって支給する給与/一般労働者/事業所規模5人以上))
委託料C (変動料金) (人件費のうちパート人件費)	1食単価 (人件費のうちパート人件費)	毎月勤労統計 全国調査(賃金指数(決まって支給する給与/パートタイム労働者/事業所規模5人以上))
委託料D (人件費を除く)	維持管理業務費相当額 (人件費を除く)	企業向けサービス価格指数「建物サービス」 (日本銀行調査統計局)
委託料D (人件費のうち社員人件費)	維持管理業務費相当額 (人件費のうち社員人件費)	毎月勤労統計 全国調査(賃金指数(決まって支給する給与/一般労働者/事業所規模5人以上))
委託料D (人件費のうちパート人件費)	維持管理業務費相当額 (人件費のうちパート人件費)	毎月勤労統計 全国調査(賃金指数(決まって支給する給与/パートタイム労働者/事業所規模5人以上))

※指標は、優先交渉権者からの提案を踏まえて、委託契約に係る市との協議により変更することも可能である。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなる等の場合は、その後の対応方法について、市と事業者との間で協議して定めるものとする。

※パート人件費については、個別に物価改定を行うため、原則提案された人数を維持すること。

(2) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、委託料について、その変更内容に合わせて改定する。

6 委託料の支払額及びスケジュール

(1) 委託料 A

ア 委託料 A

単位：円

項目	金額(税抜)
委託料A	

イ 支払額

単位：円

回数	請求可能時期	税抜	消費税及び地方消費税の額	税込
1	令和8年4月(令和7年度分)			
2	令和8年4月(令和8年度分)			
	計			

(2) 委託料 B、C 及び D

ア 委託料 B (固定料金) 及び D

単位：円

項目		1か月当たりの金額(税抜) ①	1年あたりの金額(税抜) ② = ① × 12	事業期間合計額(税抜) ③ = ① × 125
委託料B(固定料金)及びD				
内訳	① 委託料B 運營業務費相当額			
	内訳 委託料B(人件費を除く)			
	内訳 委託料B(人件費のうち社員人件費)			
	内訳 委託料B(人件費のうち			

		パート人件費)			
	②	委託料D 維持管理業務費相当額			
	内訳	委託料D(人件費を除く)			
		委託料D(人件費のうち社員人件費)			
		委託料D(人件費のうちパート人件費)			

イ 委託料 C (変動料金)

単位：円

項目		金額(税抜) ④	委託料C事業期間 合計額(税抜) ⑤ = ④ × 20,087,220
1 食当たりの単価(円/食)			
内訳	1 食当たりの単価(円/食)(人件費を除く)		
	1 食当たりの単価(円/食)(人件費のうち社員人件費)		
	1 食当たりの単価(円/食)(人件費のうちパート人件費)		

ウ 支払表

単位：円

回数	請求可能時期	固定料金	単価	食数	変動料金	税抜計	消費税及び地方消費税の額	税込計
1	令和8年7月			534,700				
2	令和8年10月			534,700				
3	令和8年1月			534,700				
4	令和8年4月			534,700				
5	令和9年7月			521,050				
6	令和9年10月			521,050				
7	令和9年1月			521,050				
8	令和9年4月			521,050				
9	令和10年7月			507,800				
10	令和10年10月			507,800				
11	令和10年1月			507,800				
12	令和10年4月			507,800				
13	令和11年7月			494,950				

回数	請求可能時期	固定料金	単価	食数	変動料金	税抜計	消費税及び地方消費税の額	税込計
14	令和11年10月			494,950				
15	令和11年1月			494,950				
16	令和11年4月			494,950				
17	令和12年7月			481,150				
18	令和12年10月			481,150				
19	令和12年1月			481,150				
20	令和12年4月			481,150				
21	令和13年7月			477,500				
22	令和13年10月			477,500				
23	令和13年1月			477,500				
24	令和13年4月			477,500				
25	令和14年7月			469,550				
26	令和14年10月			469,550				
27	令和14年1月			469,550				
28	令和14年4月			469,550				
29	令和15年7月			464,900				
30	令和15年10月			464,900				
31	令和15年1月			464,900				
32	令和15年4月			464,900				
33	令和16年7月			457,900				
34	令和16年10月			457,900				
35	令和16年1月			457,900				
36	令和16年4月			457,900				
37	令和17年7月			454,700				
38	令和17年10月			454,700				
39	令和17年1月			454,700				
40	令和17年4月			454,700				
41	令和18年7月			315,210				
42	令和18年9月			315,210				
	計							

※変動料金の実際の支払額は、3(2)の規定に基づき決定される提供食数により算定された額とする。

※第42回に支払う消費税及び地方消費税の額は、契約金額に係る消費税及び地方消費税額との調整を行っているため、10%で計算し

た金額とならない。

7 提案時の年間提供食数

提案時の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。

なお、年間給食提供日数は200日とし、以下の「園児・児童生徒数・教職員等数」には、各年度においてアレルギー対応食120食／日を含む。なお、令和18年度の年間給食提供食数は70日とする。

年度	園児・児童生徒数・ 教職員等数	年間提供食数
令和8年度	10,694	2,138,800
令和9年度	10,421	2,084,200
令和10年度	10,156	2,031,200
令和11年度	9,899	1,979,800
令和12年度	9,623	1,924,600
令和13年度	9,550	1,910,000
令和14年度	9,391	1,878,200
令和15年度	9,298	1,859,600
令和16年度	9,158	1,831,600
令和17年度	9,094	1,818,800
令和18年度	9,006	630,420

委託料の減額及び支払停止の方法

1 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、運營業務及び維持管理業務の対価である委託料 B、C 及び D とする。

2 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、委託契約書、募集要項等、事業者の提案書類その他に示される運營業務及び維持管理業務に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

業務不履行	レベル 1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
	レベル 2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
提供不全	レベル 3	指定時間以外に給食を提供した場合（児童が給食を食した場合）
	レベル 4	給食の一部が提供されなかった場合（配缶間違い等により一部の献立を園児・児童生徒が喫食できなかった場合）
	レベル 5	給食を提供できなかった場合（園児・児童生徒が給食を喫食できなかった場合）

3 減額等の決定過程

(1) 業務不履行の場合

ア レベル 1 又はレベル 2 の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に相当な是正期間を提示する。

イ 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル 1 又はレベル 2 の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されな

い場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。

(2) 提供不全の場合

提供不全の場合、提供不全により影響を受けた給食数の割合に応じて、1日につき、以下のペナルティポイントを付与する。なお、同日に異なるレベルの提供不全があった場合は、各レベルのペナルティポイントを加算する。

影響を受けた給食数の割合 ※	ペナルティポイント		
	レベル3	レベル4	レベル5
1%未満(0%を含まず)	0.5	1	2
1%以上 5%未満		2	4
5%以上 10%未満	1	3	6
10%以上 30%未満		4	8
30%以上	2	5	10

※影響を受けた給食数の割合

= (当該給食提供日において遅配、一部未提供又は未提供の給食数の合計数) / (実施給食数)

(3) その他の場合

上記にかかわらず、人身事故、異物混入、アレルギー対応食の誤り、食中毒事故については、事象により以下の減額ポイントを付与する。

区分	ペナルティポイント
人身事故が発生した場合	20
異物混入により傷病者が発生した場合	30
アレルギー対応食の誤りにより傷病者が発生した場合	30
食中毒事故が発生した場合	40

なお、食中毒事故が発生した場合で、営業停止期間を伴う場合（当該食中毒事故発生日、営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。）であっても、ペナルティポイントは1食中毒事故につき40ポイントを超えないものとする。

4 委託料の減額

委託料の支払いに際しては、当該四半期のペナルティポイントの合計を計算し、以下の計算式及び下表に従って、委託料の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を事業者へ通知する。当該四半期に加算されたペナルティポイントは、当該期間における委託料の支払いについてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。事業者は、減額について異議がある場合には、市に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間の委託料の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期の委託料から差し引く。

【計算式】 減額金額 = 当該四半期の委託料 × 減額率

計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

ペナルティポイント 合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	減額なし	
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5%。さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加	0.5%～2.5%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3%。さらに10ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1%増加	3%～22%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23%。さらに30ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加	23%～36.5%
40ポイント以上	40%にて固定	40%（さらに、当該四半期分の委託料の支払停止※）

※ ペナルティポイントの合計が40ポイント以上となり支払停止の措置となった場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計ペナルティポイントが20ポイント以下となった四半期分の委託料に、支払

停止措置が発生した四半期の減額措置後の委託料を加算して支払う。

5 合計ペナルティポイントの連続発生に伴う支払い停止

2四半以上期連続して合計ペナルティポイントが21以上となった場合の措置は次のとおりとする。

- (1) 市は、4「委託料の減額」に規定する委託料減額の措置に加え、当該連続する2期目以降の四半期の委託料の事業者に対する支払いを停止する。
- (2) (1)で支払いが停止された後、翌四半期以降で初めて四半期の合計ペナルティポイントが20ポイント以下となった期に、当該四半期分の委託料を支払う。
- (3) 更に、支払停止措置により支払いが停止された減額の措置後の委託料を加算して支払う。

6 従業員の変更

- (1) 市は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに従業員の変更を求めることができる。
 - ア 2四半期連続して支払停止の措置が発生した場合
 - イ 業務を行う者の責めに帰すべき事由により食中毒、アレルギー対応の誤り等による重大な事故（死者又は重傷者の発生）が発生した場合
- (2) 市は、(1)により従業員の変更を行った後に、再度支払停止の措置が発生した場合には、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

特約条項

第 1 章 談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第 1 条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 2 条 豊田市(以下「市」という。)は、契約の相手方がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、契約の相手方に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 契約の相手方(契約の相手方が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 契約の相手方が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、年間委託料総額の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。

4 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置につ

いては、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 契約の相手方は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。契約の相手方が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合、その他市が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市は、市の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、契約の相手方に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、契約の相手方が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。契約の相手方が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

第2章 暴力団排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 豊田市(以下「市」という。)は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができ

る。

- (1) 役員等（法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）若しくは暴力団密接関係者（暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、その相手方が第1号から第5号までのいずれに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 前号に該当する場合のほか、契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、解除を市から求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の相手方は、年間委託料総額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 契約の相手方、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請事業者等」という。）が、暴力団又は

暴力団員等から契約の適正な履行の妨害又は不当若しくは違法な要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、指名停止措置要綱の定めるところにより、指名停止の措置を行う。契約の相手方の下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

以上

法令変更の場合の費用分担規定

法令変更	甲負担割合	乙負担割合
a) 本事業に直接関係する法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く。）	100%	0%
b) 本事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの	100%	0%
c) 上記記載のもの以外の法令変更の場合	0%	100%

なお、「本事業に直接関係する法制度の新設・変更に関するもの」とは、特に本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の運営・維持管理支援その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法令変更は含まれないものとする。

以 上